

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組			番号	⑨				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。					
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費		7,901		7,837	
	一般	外務本省	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費		3,447,879		3,380,960	
	一般	在外公館	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費		64,175		104,135	
	小 計					一般会計	3,519,955		3,492,932
						< >	の内数	< >	の内数
					特別会計				
						< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの									
	小 計					一般会計			
						< >	の内数	< >	の内数
					特別会計				
						< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	3,519,955		3,492,932	
						< >	の内数	< >	の内数
					特別会計				
						< >	の内数	< >	の内数

(千円)

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組  
(モニタリング)



令和2年度事前分析表（モニタリング）

（外務省2-II-3）

施策名（※）	国際法の形成・発展に向けた取組					
施策目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。</p> <p>1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。</p> <p>2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。</p> <p>3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることである。そのため、こうした基本的価値を共有する国々との連携を強化し、国際ルールの形成・強化に主体的に関与することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第201回国会施政方針演説（令和2年1月20日）</li> <li>・第201回国会外交演説（令和2年1月20日）</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	104	199	121	143
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	104	199	121	
執行額(百万円)		98	179	114		
同（分担金・拠出金）	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	—	—	—	3,263
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	—	—	
執行額(百万円)		—	—	—		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際法局	政策評価実施予定時期	令和3年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「\*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

### 施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

## 測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 \*

### 中期目標（一年度）

国際社会における「法の支配」を推進する。

### 平成 30 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS）、国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙及び UNIDROIT 理事選挙の我が国指名候補の当選を実現する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1（1）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恆裁判官（～6 月まで）、岩澤雄司裁判官（6 月～））、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員（特に、大気の保護について特別報告者を務めた））等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなど、条約等の作成に貢献した。  
（2）また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に対して人材育成・財政面で協力した。特に、10 月には、第 57 回 AALCO 年次総会を東京で開催し、紛争の平和的解決、海洋法といった重要なテーマについて、開催国として国際法の専門的な見地から議論をリードしながら積極的な発信を行った。このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については、政府間会議第 1 回会合（9 月開催）、第 2 回会合（31 年 3 月～4 月開催）等に参加し、また、国際海底機構（ISA）については、8 月及び 31 年 3 月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、国連海洋法条約締約国会議（SPLOS）（6 月）に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。
- 3 ICJ については、6 月に行われた ICJ 裁判官補欠選挙において、我が国から立候補した岩澤雄司

東京大学教授が当選し、史上4人目の日本人裁判官として職務に就いた。また、国際私法分野では、UNIDROITにおいて、神田秀樹学習院大学教授が12月の理事選挙で再選を果たしたほか、同月に行われたUNCITRALの構成国選挙でも、我が国は委員会設立以来の構成国として再び選出された。

#### 令和元年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 令和2年の国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ裁判官の再選に向けて取り組む。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1（1）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恆裁判官（～平成30年6月まで）、岩澤雄司裁判官（平成30年6月～）、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員（特に、大気保護について特別報告者を務めた。））等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。
- （2）また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に対して人材育成・財政面で協力した。特に、12月には第1回日本・AALCO国際法研修を開催し、国際法を担当する外交官等12名を日本に招へいし、海洋法、国際経済法、条約締結手続や国内実施措置、国際裁判等の紛争解決手続を含め、国際法について実践的な講義を行うなど、加盟国の国際法分野における能力構築支援を行った。このように我が国は、国際法規の形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については、政府間会議第2回会合（平成31年3月～4月開催）、第3回会合（8月開催）等に参加し、また、国際海底機構（ISA）については、7月及び令和2年2月～3月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、国連海洋法条約締約国会議（SPLOS）（6月）に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。
- 3 令和2年のICJ裁判官選挙については、岩澤雄司・ICJ裁判官の再選に向けて積極的な取組を行った。また、令和3年のILC委員選挙についても、浅田正彦候補（京都大学教授）の当選に向けた取組を開始した。

#### 令和2年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

- 2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会議 (SPLOS)、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 令和2年の国際司法裁判所 (ICJ) 裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて取り組む。また、令和3年の ILC 委員選挙についても、浅田正彦候補 (京都大学教授) の当選に向けて取り組む。

#### 測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

国際法に関する各種会合への参加及び主催を通じた国際法規の形成及び発展に対する我が国の貢献の度合いを測ることは、国際法規の形成に際して我が国の主張をどの程度反映させ、外交実務に活用しているかを把握する上で有益であるため。

### 測定指標 1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 \*

#### 中期目標 (一年度)

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

#### 平成30年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。
  - (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
  - (2) 二国間国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見蓄積を進める。
  - (3) 海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
  - (1) 国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
  - (2) 英・中・ベトナム等、各国外務省との国際法局長協議を通じて、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加や、米・英・豪・国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。
  - (3) 10月に第57回アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 年次総会を東京で開催する機会を捉え、海洋法に関する国際シンポジウムを併せて開催した。同シンポジウムでは、著名な海洋法学者及び深海底開発技術の専門家に加え、同年次総会の出席者をも交え、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づく制度の歴史的発展や、深海底開発や国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) といった海洋法をめぐる最新の情勢等が活発に議論された。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進
 

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、武力の行使に関する国際法上の論点の検討、領土・海洋に関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

#### 令和元年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
  - (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有

識者と知見を共有する。

- (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
  - (3) 海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

- (1) 国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催（計 38 回）し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
- (2) 米・英・仏・独等、各国外務省との国際法局長協議を通じて、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加や、米・英等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。
- (3) 10月に海洋法に関する国際シンポジウムを東京で開催した。同シンポジウムでは、著名な海洋法学者及び海洋関連技術の専門家を交え、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づく制度の歴史的発展や、深海底開発、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）といった海洋法をめぐる最新の情勢等が活発に議論された。

##### 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、サイバー空間における国際法上の論点の検討を行うとともに、領土・海洋などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

#### 令和2年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
  - (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
  - (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法についての知見の蓄積・検討状況を測ることは、適切な形で国際法規の形成、発展、外交実務を行えているかを測る上で有益であるため。

#### 測定指標 1－3 国際法の普及活動の推進 \*

##### 中期目標（--年度）

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

##### 平成30年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日弁連や国内外の国際法学者及び国際法実務者とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 アジア・カップ及び Jessup Cup 等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）所長、国際刑事裁判所（ICC）書記及び海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関、関連団体等において講演会や意見交換会を延べ29回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内でもセミナーや意見交換会を延べ17回実施した。
- 2 ICC、国際司法裁判所（ICJ）及び国連海洋法条約（UNCLOS）については、概要情報又は我が国との関係等に関する情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上、掲載した。特に、国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」（8月）開催やICC書記の訪日（平成31年1月）、岩澤雄司ICJ裁判官の選出（6月）などについて、随時外務省HPに掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど、更なる国際法の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等総勢約60名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）を実施した。また、日本弁護士連合会主催、外務省及び国際法学会後援で、若手弁護士等を対象に「国際公法の実務研修連続講座 vol. 2」（11月～平成31年3月）を実施した。
- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」（8月）を共催し、日本を含むアジア19か国65校の学生の代表が、非国家主体に対する自衛権の行使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に模擬裁判に参加した。また、「2018年度Jessup国際法模擬裁判大会」については、後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。

#### 令和元年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判（「2019年アジア・カップ」）を実施する。また、Jessup Cup等の国際法模擬裁判の開催を支援する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関、関連団体等における講演会や関係者との意見交換会を延べ35回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内におけるセミナーや意見交換会を延べ26回実施した。
- 2 国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）及び国際海洋法裁判所（ITLOS）については、概要情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上、掲載した。特に、国際法模擬裁判「2019年アジア・カップ」（8月）開催や第1回日本・AAALCO国際法研修の開催（12月）、岩澤雄司ICJ裁判官の令和2年ICJ裁判官選挙への立候補や浅田正彦京都大学教授の令和3年ILC委員選挙への立候補などについて、随時外務省HPに掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等総勢約70名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）を実施した。
- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2019年アジア・カップ」（8月）を共催し、日本を含むアジア17か国73校の学生の代表が避難民に対する海上作戦及び国防相に対する刑事手続を題材に模擬裁判に参加した。また、「2019年度Jessup国際法模擬裁判大会」については、後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。

#### 令和2年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。

4 国際法模擬裁判（「2020年アジア・カップ」）を実施する。また、Jessup Cup等の国際法模擬裁判の開催を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法の普及活動の推進状況を測ることは、国際法規の形成・発展、その外交実務への活用に関し、それを担う人材の確保やそれに対する世論の理解の進捗を見極める上で有益であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①国際法に係る調査 (平成 13 年度)	1 ILC等、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の見解や立場をインプットするとともに、国際法各種フォーラムに対し、人的貢献を果たす。 これらの活動を通じて新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献することで、国内外における「法の支配」の促進に貢献する。				1-1
	2 国際法の諸問題に関する調査・研究を専門家に委嘱し、その知見を得る。各国で国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い、我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。 これらを通じ、研究者や主要国の国際法局長との連携を強化することは、我が国の国際法戦略の企画・立案・実施に有益であるのみならず、国際社会における「法の支配」の強化や国際紛争の平和的解決の促進に寄与する。				1-2
	3 大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じ、我が国の国際法に係る国民の理解を促進するとともに、国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか、国民や外国に対し広く情報を共有し、外交への信頼を獲得する。 これらの手段を通じ、国際法の専門家を人材育成し、体制を強化することが可能となる。				1-3
	4 投資協定に関する先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、投資協定研究者に委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。 これにより、蓄積された知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用し、また、経済分野での国際ルール作りに寄与する。				1-2
	5 昨今の海洋に関する国際情勢において「海における法の支配」の重要性が認識される中、海洋法に精通する国内外の学者等を招へいし、国際シンポジウムを開催する。 これにより、「法の支配」の発展に積極的に貢献する我が国の姿勢を示し、我が国にとって望ましい国際環境を醸成することに寄与する。				1-2
	14 (12.3)	20 (15)	19 (16)	14	104
②条約締結等事務事業 (平成 16 年度)	国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し、当該システム上の情報を常に最新のものにアップデートする。 これにより、国際法に関する外交課題に適時適切な助言が可能となるほか、条約締結交渉等を円滑に、かつ、確実に実施する体制を整えると同時に、国民や諸外国に対し、国際法に関する適切な情報を広く共有することが可能となる。				1-2 1-3
	6 (5)	7 (6)	9 (8)	9	103

③領土保全対策関連事業 (平成 25 年度)	領土・海洋を始めとする問題及び領土保全政策に関し、想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への参加等を通じて、体系的な知恵を得る。 こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することは、領土保全に関する我が国の法的立場を維持・強化することに寄与する。				1-1 1-2
	39 (39)	33 (33)	30 (29)	30	105
④アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 総会開催経費 (平成 30 年度)	アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) は国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であり、毎年開催される総会は加盟国の国際法実務者が一同に会し、国際法に関する議論を行う貴重な機会となっている。 我が国は1956年の設立以来の原加盟国として、AALCOの活動を支援してきており、平成30年のAALCO総会を我が国で開催することを通じて、アジア・アフリカ地域における「法の支配」を一層促進する。				1-1
	—	95 (83)	0 (0)	0	—
⑤アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 国際法研修実施経費 (令和元年度)	途上国が大半を占めるアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 加盟国の政府関係者を日本に招へいし、国際法に関する研修を行い、これらの国の能力構築を支援する。 こうした取組を通じて、国際社会における「法の支配」の促進に貢献するとともに、アジア・アフリカ地域において「法の支配」を一層推進していく。				1-1
	—	—	18 (18)	17	106
⑥国際法協会世界大会経費 (新規) (令和2年度)	国際法協会 (International Law Association、1873年設立、本部ロンドン) は、世界でも最も古い法学分野の国際学会の一つであり、国際法分野における最も著名な、かつ、権威ある学会。 令和2年8月に第79回国際法協会世界大会が京都で開催されることとなったが、日本での開催は、1964年に東京で開催されて以来2回目であり、この歴史的な機会を捉えて、外務省としてレセプションを開催し、国際的に著名な国際法学者等を招待し、日本の国際法分野における取組や「法の支配」の促進に向けた貢献に対する理解と協力を得る。 こうした取組を通じて、国際社会における「法の支配」の確立に寄与する。				1-1 1-3
	—	—	—	4	新 02-007
⑦国際裁判機関等インターンシップ支援事業 (新規) (令和2年度)	日本から国際裁判機関等におけるインターンシップに参加する、大学(院)生又は若手実務家のインターンシップ期間中の生活費等を支援する。 国際裁判機関等でのインターンシップを経験した人材は国際裁判機関等で必要とされる知見を修得するとともに、人脈を構築することで、今後の日本の国際裁判対策強化の主導的役割を果たす人材となることが期待される。				1-3
	—	—	—	12	新 02-008
⑧海洋権益確保支援ツール (新規) (令和2年度)	海洋上の各種事案について、本ツールを活用して地理的情報を把握し、国際法に照らしてどのような法的位置づけを有しているか迅速に確認する。 本ツールの活用を通じ、日本の海洋権益の増進を図る。				1-2
	—	—	—	19	新 02-009
⑨国際刑事裁判所 (ICC) (分担金)	ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行う機関であり、加盟国は犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使用される分担金を負担してい				1-1

(平成12年度)	る。 本分担金の拠出を通じ、質の高い捜査と実効的で迅速な裁判が行われるよう支援し、国際社会における「法の支配」の確立に貢献する。					
	2, 923 (2, 923)	3, 213 (3, 213)	3, 355 (3, 355)	2, 810	176	
⑩国際刑事裁判所 (ICC) 新庁舎建築費分担金 (平成23年度)	ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、本分担金は、ICCがかかる任務の遂行上必要となる法廷、関連設備を備えた新庁舎の建築費の分割払に使用されている。 ICC及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある (ICC規程第115条 (a))。なお、我が国の分担金額は、122か国の締約国中トップ (約17.22%) であり、ICCは我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 こうした新庁舎建築に対する我が国の貢献は、ICCによる国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における「法の支配」の確立に資する。				1-1	
	159 (159)	214 (214)	202 (202)	189	185	
⑪常設仲裁裁判所 (PCA) 分担金 (昭和26年度)	本分担金は、100年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきたPCAの活動の基本的財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付することを容易にし、ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。				1-1	
	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7	195	
⑫アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 分担金 (昭和30年度)	AALCOは、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。 具体的な活動としては、年次総会のほか、国際法上の諸問題に関する各種セミナー等の開催、報告書の出版を行っており、本分担金は、かかる事業の費用及び事務局の運営費に使用される。 我が国は、設立以来のAALCO加盟国として、AALCO加盟国間における議論に我が国の意見を反映させているほか、AALCO総会及び関連会合のアジェンダ設定にも積極的に関与することによって、国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダの促進に取り組んでいる。 本分担金の拠出を通じ、アジア・アフリカ地域における「法の支配」の一層の推進に貢献する。				1-1	
	7 (7)	7 (7)	9 (9)	8	196	
⑬法の支配・海洋法秩序確立促進、国際刑事裁判所被害者信託基金 (任意拠出金) (平成23年度)	国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や国連法務部海洋問題・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、ルールメイキング等個別プロジェクトの実施について財政的な支援を実施する。 また、国際刑事裁判所 (ICC) の被害者信託基金 (TFV) は、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと並びに②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援を行うことを任務とし、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴ民主共和				1-1	

	<p>国やウガンダにおいて、性的暴力の被害者や元児童兵等に対し支援プロジェクトを行っている。</p> <p>これらの我が国の取組は、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会における「法の支配」・海洋法秩序の確立促進に寄与するものである。</p>					
		20 (20)	13 (13)	11 (11)	10	211
⑭国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金 (平成8年度)	<p>ITLOSは、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争等の司法的解決を任務としており、UNCLOSに基づく紛争解決制度の下で付託される様々な事案に対し判断を下しており、本分担金は、ITLOSの裁判官及び事務局職員の人件費、裁判所運営費等に使用されている。</p> <p>本分担金の拠出を通じ、ITLOSの機能向上に資することで、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献し、海における「法の支配」の促進に寄与する。</p>					1-1
		132 (132)	169 (169)	174 (174)	145	181
⑮国際海底機構 (ISA) 分担金 (平成10年度)	<p>平成6年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立されたISAは、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っており、本分担金は、①深海底における鉱物資源開発に関する規則の策定、②深海底における探査活動を行うコントラクター (契約者) の管理等に使用されている。</p> <p>本分担金の拠出を通じ、国連海洋法条約に基づく深海底の鉱物資源開発に向けた制度の発展及び日本のコントラクター (契約書) の長期的かつ安定的な深海底の活動の確保を図る。</p> <p>また、ISAを通じた我が国の貢献は、深海底鉱業活動の促進に寄与するとともに、ISAの政策・活動に対する我が国の発言力確保にも貢献するものである。</p>					1-1
		93 (93)	94 (94)	95 (95)	94	184

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

### 施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）  
六 外交・安全保障
- ・ 第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

## 測定指標 2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 \*

### 中期目標（一年度）

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

### 平成 30 年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定（ACSA）については、4月にカナダとの間で、7月にフランスとの間で協定に署名した。また、インドとの間で交渉の開始を決定した。防衛装備品・技術移転協定については、4月にマレーシアとの間で協定に署名した。情報保護協定については、ドイツとの間で、平成 31 年 2 月の日独首脳会談において、締結交渉が大筋合意に至ったことを歓迎した。
- 2 日露間の平和条約締結問題に関し、11月のシンガポールでの首脳会談において、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意した。12月のブエノスアイレスでの首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とする等と一致した。平成 31 年 1 月に外相間で第 1 回の交渉が行われ、同月に行われた首脳会談では、シンガポールでの合意を踏まえた具体的な交渉が開始され、率直かつ真剣な議論が行われたことを歓迎した。また、平成 31 年 2 月には外相間で第 2 回の交渉が行われ、双方が受入れ可能な解決に向けて突っ込んだやり取りを行った。

### 令和元年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 4月、イタリアとの間の防衛装備品・技術移転協定が発効した。物品役務相互提供協定（ACSA）について、6月にフランスとの間で、7月にカナダとの間で、それぞれ発効した。インドとの間の ACSA について、11月に行われた第 1 回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）において、締結に向けた交渉の大幅な進展を歓迎した。また、ドイツとの間の情報保護協定について、署名に向けた作業に引き続き取り組んだ。
- 2 日露間の平和条約締結問題に関し、9月、ウラジオストクにおいて日露首脳会談が行われ、未来志向で作業することを再確認するとともに、両外相に対して、双方が受け入れられる解決策を見つけるための共同作業を進めていくよう、改めて指示した。これを受け、同月、11月及び12月、茂木外務大臣はロシアのラヴロフ外相と日露外相会談を実施し、平和条約交渉を含む今後の協議の進め方について議論を行った。

#### 令和2年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交・安全保障に関する枠組みの整備を一層推進することは、厳しさを増す安全保障環境の中で我が国自身の安全保障に万全を期す上で必要であるため。

物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結や円滑な運用等を通じ、各国との安全保障分野での協力を推進すること、北方領土問題における日露双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉等を加速化すること等は、我が国の外交・安全保障政策を実現する上で重要であるため。

#### 測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 \*

##### 中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

##### 平成30年度目標

- 1 メキシコ等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
- 2 中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた作業を推進する（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
- 4 国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

##### 施策の進捗状況・実績

- 1 メキシコとの間の原子力協定の締結や英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉等に取り組んだ。
- 2 犯罪人引渡条約に関しては、中国との間で平成30年3月の第5回交渉に続き、11月に第6回交渉を実施した。  
受刑者移送条約に関しては、中国との間で4月に第4回交渉を、11月に第5回交渉を実施したほか、ベトナムとの間でも平成31年1月に第1回交渉を、同年3月に第2回交渉を実施した。  
刑事共助条約に関しては、ベトナムとの間で平成31年3月に第2回交渉を実施した。
- 3 日EU戦略的パートナーシップ協定が、7月の日EU定期首脳協議の際に署名された。12月に第197回臨時国会において承認され、日本側の締結のための手続を完了させた（EU及びEU構成国は締結のための手続を進めている。）。
- 4 サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充としては、サイバー犯罪条約第2補足議定書起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。

##### 令和元年度目標

- 1 英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
- 2 中国、ベトナム等との間で犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

##### 施策の進捗状況・実績

- 1 6月、東京において、英国との間の原子力協定の改正交渉が行われた。

- 2 受刑者移送条約に関し、ベトナムとの間の条約が7月に署名された。中国との間では、12月、北京において受刑者移送条約締結交渉の第6回会合が開催された。  
 刑事共助条約に関し、ベトナムとの間で、7月に東京において条約締結交渉第3回会合、令和2年3月にハノイにおいて条約締結交渉の第4回会合が開催された。  
 そのほか、犯罪人引渡条約に関し、中国との間で、6月に神戸において条約締結交渉第7回会合が開催された。
- 3 サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充に関しては、サイバー犯罪条約第2補足議定書起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。  
 国際機関との間での法的枠組みの整備に関しては、国際獣疫事務局との間で、パリにおいて国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定が署名された。

#### 令和2年度目標

- 1 英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
- 2 中国との間での犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約、ベトナムとの間での受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政治分野における諸課題（テロ対策、刑事・司法、軍縮、原子力の平和的利用、国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に関する法的枠組みの整備を推進・強化することは、国民生活の安定や発展にとり重要であるため。

原子力協定、犯罪人引渡条約や受刑者移送条約等の交渉を進めることは、諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの形成及び発展を推進する上で重要であるため。

#### 達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
①外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備 (*)	ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結、円滑な運用等を推進する。また、北方領土問題解決に向け、ロシアとの交渉を推進する。 こうした取組を通じ、諸外国との安全保障面での協力を深化させるとともに、我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。				2-1
	—	—	—	—	—
②政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備 (*)	原子力協定等の締結による原子力分野での協力に必要な法的枠組みの整備や犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等の締結による刑事分野での協力に必要な法的枠組みの整備を進める。また、我が国と諸外国・国際機関との関係全体を規律する法的枠組みを整備する。さらに、国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。 こうした取組を通じ、我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。				2-2
	—	—	—	—	—

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

### 個別分野 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

#### 施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

#### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）  
六 外交・安全保障
- ・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）  
第 2 II [3] (3) ii) ②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）  
五 経済外交

### 測定指標 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 \*

#### 中期目標（一年度）

経済連携（FTA/EPA）について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

#### 平成 30 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
  - ・第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）の結果を踏まえ、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 FTA/EPA につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
  - ・大きな戦略的意義を有する TPP11 協定につき、早期発効に向けた機運を高めるべく、我が国は同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
  - ・日 EU・EPA の早期署名・発効に向けて、内閣法制局審査や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
  - ・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日中韓 FTA、日・トルコ EPA、日・コロンビア EPA につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定につき投資・サービス分野等に係る改正議定書の調整を進める。
  - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
  - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んでいる。具体的には、MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、これまで 10 回の有志国会合を実施したほか、平成 31 年 1 月にはダボス（スイス）で有志国による閣僚会合を開催し、76 の加盟国が参加して交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出した。また、EGA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索している。
- 2 FTA/EPA
  - ・TPP11 協定については、締結手続を迅速かつ円滑に取り進めたことにより、7 月に日本はメキシコに次いで 2 番目に、国内手続を完了した旨の通報を行った。また、その後積極的に未締結国への働きかけを行った結果、同協定は、12 月 30 日に発効した。
  - ・日 EU・EPA については、内閣法制局による審査を経た上で 7 月 17 日に署名を行い、12 月 8 日に国会承認を得て、平成 31 年 2 月 1 日に発効した。
  - ・RCEP については、首脳会議を 1 回、閣僚会合を 5 回、交渉会合を 5 回開催した。11 月に開催された第 2 回 RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、平成 30 年における RCEP 交渉の実質的な進展が歓迎された。日中韓 FTA については、交渉会合を 1 回、日トルコ EPA については、交渉会合を 5 回、日コロンビア EPA については、非公式の調整をそれぞれ実施した。また、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書については、内閣法制局による

審査を経た上で平成 31 年 2 月 27 日に署名を行った。

- ・発効済みの EPA については、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA 等について、実施状況に関する意見交換に際して法的助言を行った。

#### 令和元年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
  - ・開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
  - ・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日米貿易交渉、日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。
  - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
  - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んだ。具体的には、我が国は、6 月の G20 大阪サミットの機会に、デジタル経済に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立ち上げを宣言し、共同議長国として、豪州及びシンガポールとともに交渉を主導した。また、EGA 及び TiSA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開の見通しは立たず、状況を注視している。
- 2 FTA/EPA
  - ・RCEP については、首脳会談を 1 回、閣僚会合を 3 回、交渉会合を 3 回開催した。11 月に開催された第 3 回 RCEP 首脳会議において発出された「RCEP に係る共同首脳声明」では、15 か国の全 20 章のテキスト交渉と、基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組を終了したことに留意し、令和 2 年の RCEP 協定の署名に向けて法的精査を開始することとなった。
  - ・日米貿易協定については、9 月 25 日の日米首脳会談で最終合意を確認し、10 月 7 日に署名を行い、12 月 4 日に国会承認を得て、令和 2 年 1 月 1 日に発効した。
  - ・日中韓 FTA については、交渉会合を 2 回、日トルコ EPA については、交渉会合を 4 回実施した。また、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書については、締結手続きを取り進めた。
  - ・発効済みの EPA については、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA、TPP11、日 EU・EPA 等について、実施・運用に際して法的助言を行った。

#### 令和 2 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
  - ・令和 2 年 6 月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
  - ・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の早期署名・発効に向けて、署名に向けた法的精査等の作業や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
  - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。
  - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進について、その進捗を測ることは、経済分野における新たな国際的なルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。また、目標に掲げた各種国際約束の締結は、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進を通じ、我が国の経済成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業並びにその製品及びサービスの参入機会を増大させる上で、重要であるため。なお、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）については、早期交渉再開の見通しが立っていないことから、目標として掲げないこ

ととした。

## 測定指標 3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 \*

### 中期目標（一年度）

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

### 平成 30 年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 投資協定：アラブ首長国連邦（4月）、ヨルダン（11月）及びアルゼンチン（12月）との間で署名を行い、アルメニアについては、国会承認等の国内手続を完了させた。また、アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア及びザンビアとの間で交渉を継続するとともに、新たにパラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で正式交渉を開始した。

租税関連条約：スペイン（10月）、クロアチア（10月）、コロンビア（12月）及びエクアドル（平成31年1月）との間で署名を行い、リトアニア（8月）、エストニア（9月）、ロシア（10月）、オーストリア（10月）、アイスランド（10月）、デンマーク（12月）及びベルギー（平成31年1月）との間の租税条約並びにバハマとの間の租税情報交換協定改正議定書（12月）が発効した。また、アルゼンチンとの間で交渉を継続するとともに、新たにペルー、ジャマイカ、モロッコ及びチュニジアとの間で交渉を開始した。また、BEPS（税源浸食及び利益移転）防止措置実施条約については、5月18日に国会承認を得た後、9月26日に受諾書を寄託し、同条約は、平成31年1月1日に我が国について効力を生じた。

社会保障協定：5月9日に日・中社会保障協定に署名し、11月30日に国会の承認を得た。また、フィリピン（8月）及びチェコ（8月）との間の社会保障協定が発効した。

- 2 船舶再資源化香港条約（シップ・リサイクル条約）については、4月25日に国会承認を得た後、平成31年3月27日に加入書を寄託した。視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約については、4月25日に国会承認を得た後、10月1日に加入書を寄託し、同条約は平成31年1月1日に効力を生じた。オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書2016年改正については、6月29日に国会承認を得た後、12月18日に受諾書を寄託し、同改正は平成31年1月1日に効力を生じた。また、国際捕鯨取締条約（ICRW）については、12月26日に脱退の通告を行った。

### 令和元年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 投資協定：モロッコ（令和2年1月）及びコートジボワール（令和2年1月）との間で署名を行い、アルゼンチンについては、国会承認等の国内手続を完了させた。また、アルメニア（5月）との間の投資協定が発効した。アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、タジキスタン、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。

租税関連条約：アルゼンチン（6月）、ウルグアイ（9月）、ペルー（11月）、ジャマイカ（12月）、ウズベキスタン（12月）及びモロッコ（令和2年1月）との間で署名を行い、スペインにつ

いては、国会承認等の国内手続を完了させるとともに、クロアチア（9月）及びエクアドル（12月）との間の租税条約並びにアメリカとの間の租税条約改正議定書（8月）が発効した。また、チュニジアとの間で交渉を継続するとともに、新たにギリシャ、フィンランド、ナイジェリア及びセルビアとの間で交渉を開始した。

社会保障協定：7月1日に日・スロバキア社会保障協定が、9月1日に日・中社会保障協定が発効した。また、スウェーデン（4月）及びフィンランド（9月）との間で署名した。

- 燃料油汚染損害の民事責任条約及び難破物除去ナイロビ条約については、5月15日に国会承認を得た。中央北極海無規制公海漁業防止協定については、5月17日に国会承認を得た後、7月23日に受諾書を寄託した。

#### 令和2年度目標

- 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国民及び日系企業の国内外における利益の保護・促進のために、日本企業が海外に進出し、海外投資を呼び込み、資源の安定供給等を図る手段としての投資協定、租税条約及び社会保障協定締結の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、環境のように国民生活に影響を与える分野での国際的なルール作りにおいて、我が国の利益や関心を国際的なルールに十分反映させつつ地球規模の課題の解決に向けて積極的に取り組むことは、国際的なルールの作成を積極的に推進するとともに、日本国民及び日系企業の利益にとって重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

#### 達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
①多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 (*)	<p>WTO における取組を通じた多角的貿易体制の強化に向けて引き続き法的な観点から貢献するとともに、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。また、経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な事項の検討及び精査並びに国内外への見解の提示を行う。包括的なFTA/EPA の締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ、これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。</p> <p>これらの取組を通じて、自由貿易体制を強化・推進するとともに、国民の利益を増進させる。</p>				3-1
	-	-	-	-	-
②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進 (*)	<p>国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、日本国民及び日系企業が海外で行う経済活動の重要性が増大していることから、このような経済活動を支援するための法的基盤を提供する。</p> <p>これにより、日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。</p>				3-1 3-2
	-	-	-	-	-

③国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り ( * )	グローバル化の進展とともに、環境、漁業、海事、文化、科学技術等の社会分野において、国民生活に直結するような国際的なルール作りを推進するとともに、その適切な実施を確保する。これら国際約束に係る交渉、締結及び実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供する。 これにより、国民の利益の増進に寄与する。				3-2
	-	-	-	-	-

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。